



No	事件名	事 件 概 要	違反法条
12	(株)コナカ (23. 7. 26)	<p>(株)コナカは、同社が経営する紳士服等販売店を通じて一般消費者に供給する衣料品等について、平成22年6月19日に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「本日より全品半額以下」と記載していたが、実際には、メンズスーツ及びメンズジャケットのうち表示価格が一定金額以上等の商品のうち1点のみ、当該チラシに印刷された割引券を持参した場合に限り、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>なお、当該チラシにおいて、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が記載されていたが、「本日より全品半額以下」との強調した記載と比べて文字が著しく小さいなど、明瞭に記載されていたとはいえないものであった。</p> <p>【新聞折り込みチラシの表示】</p> 	第4条 第1項 第2号

No	事件名	事件概要	違反法条
13	<p>はるやま商事(株) (23.7.26)</p>	<p>はるやま商事(株)は、同社が経営する紳士服等販売店を通じて一般消費者に供給する衣料品等について、</p> <p>① 平成21年12月30日から平成22年1月3日までの間のテレビコマーシャルにおいて、「初売り全品半額」との映像、「初売り全品半額」との音声等を放送していたが、実際には、メンズスーツ、メンズジャケット、メンズコート、メンズカジュアル商品、ワイシャツ及びネクタイのうち表示価格が一定金額以上等の商品のみ、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>なお、前記の映像とともに、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が表示されていたが、表示時間が短く、明瞭に表示されていたとはいえないものであった。</p> <p>【テレビコマーシャルの表示】</p>  <p>② 平成22年6月19日に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「全品半額の7日間！」と記載していたが、実際には、メンズスーツ及びメンズジャケットのうち表示価格が一定金額以上等の商品のうち1点のみ、当該チラシに印刷された割引券を持参した場合に限り、表示価格の半額で販売するものであり、また、男性用礼服及びメンズスラックスについては、特設コーナーに陳列された商品のみ、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>【新聞折り込みチラシの表示】</p>  <p>なお、当該チラシにおいて、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が記載されていたが、「全品半額の7日間！」との強調した記載と比べて文字が著しく小さいなど、明瞭に記載されていたとはいえないものであった。</p>	<p>第4条 第1項 第2号</p>

No	事件名	事件概要	違反法条
14	(株)フタタ (23.7.26)	<p>(株)フタタは、同社が経営する紳士服等販売店を通じて一般消費者に供給する衣料品等について、平成22年12月25日に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「全品半額」と記載していたが、実際には、メンズスーツ及びメンズジャケットのうち表示価格が一定金額以上等の商品のみ、当該チラシに印刷された割引券を持参した場合に限り、表示価格の半額で販売するものであった。</p> <p>なお、当該チラシにおいて、表示価格の半額で販売される商品の適用条件が記載されていたが、「全品半額」との強調した記載と比べて文字が著しく小さいなど、明瞭に記載されていたとはいえないものであった。</p> <p>【新聞折り込みチラシの表示】</p> 	第4条 第1項 第2号
15	(株)フィッシュランド (23.8.31)	<p>(株)フィッシュランドは、直営店及び子会社経営店が供給する遠近両用眼鏡について、平成22年1月から平成23年7月までの間に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「(最高品質・国内トップメーカーレンズ使用)」、「ドクターアイズなんと!! 8,800円税込特価」、「全店 7,000本のフレームから自由にお選びください。」等と記載していたが、実際には、8,800円で購入できる本件商品に用いられているレンズは、本件商品を購入しようとする者に選択させているレンズのうち最も品質が低いものであり、より高品質のレンズを選択した場合の販売価格は13,800円ないし68,800円であり、また、8,800円で購入できる本件商品の対象となるフレームの種類数は、平成22年12月3日時点において、全ての直営店及び子会社経営店の合計で1,691種類であった。</p> <p>【新聞折り込みチラシの表示】</p> 	第4条 第1項 第2号

No	事件名	事件概要	違反法条
16	(株)アイランド食品 (23.9.9)	<p>(株)アイランド食品は、自社が企画し、観光土産品卸売業者に卸し、当該卸売業者を販売者として供給していた干しそばについて、商品包装等において、</p> <p>① 「乾自然薯そば」と称する商品では、平成14年1月ころから平成23年7月ころまでの間、「自然芋じねんじょそば」、「深山に自生する山芋は粘り強くて器量よし」等と、表示していたが、実際には、使用されている自然薯の粉末は、極めて少量（配合割合約0.019%）であり、また、山野に自生する自然薯を原材料とするものではなかった。</p> <p>② 「乾尾瀬自然薯そば」と称する商品では、平成15年5月ころから平成23年7月ころまでの間、</p> <p>ア 「尾瀬自然薯じねんじょそば」、「山奥の自然の恵みをいっばいうけて自生している自然薯は味よし香りよし器量よし」、「本品は地元で育った純良なそば粉を使用したおそばです」等と表示していたが、実際には、使用されている自然薯の粉末は、極めて少量（配合割合約0.019%）であり、また、山野に自生する自然薯を原材料とするものではなかった。さらに、使用されているそば粉は、外国産の玄そばを原材料とするものであった。</p> <p>イ そば粉の配合割合を表示することなく「尾瀬自然薯じねんじょそば」等と表示していたが、実際には、そば粉の配合割合は約12%であった。</p> <p>③ 「乾そば（白川郷合掌そば）」と称する商品では、平成22年11月ころから平成23年7月ころまでの間、そば粉の配合割合を表示することなく「白川郷合掌そば」等と表示していたが、実際にはそば粉の配合割合は約12%であった。</p> <p>【乾自然薯そばの商品包装紙の表示】</p> 	第4条 第1項 第1号

No	事件名	事件概要	違反法条
17	(株)トップアートに対する件 (23.10.20)	<p>(株)トップアートは、通信販売の方法により美術品、工芸品等を販売するに当たり、例えば、平成20年11月28日付け新聞に掲載した広告において、「ルノワール 作品番号20949 春の花」と称する絵画の複製画について、「特別謝恩価格」、「本日より3日間限り、9,800円でお届け!」、「※4日目以降は当社通常販売価格1点12,000円となります。」と記載するなど、「特別謝恩価格」等と称する販売価格に、当該販売価格を上回る価額の「当社通常販売価格」等と称する比較対照価格を併記又は同一視野内に表示していたが、実際には、「当社通常販売価格」等と称する比較対照価格は、同社が本件商品について実際に販売した実績のない価格であった。</p>  <p>世界中で愛され続ける名画をトップアートが厳選。油絵の立体感や光沢までも独自の立体複製技法で忠実に仕上げることで、原画に限りなく近い質感の「立体複製画」を完成させました。今なら豪華額装をお付けして、トップアート創立35周年記念の特別謝恩価格にてお届けします。親しい方の誕生日や新築祝いなどの贈り物としてもおすすめします。</p> <p>本日より3日間限り、9,800円でお届け!</p> <p>※4日目以降は当社通常販売価格1点12,000円となります。</p>	第4条 第1項 第2号
18	(株)アールディーシーに対する件 (23.10.28)	<p>(株)アールディーシーは、自ら運営する「がっせん寿司」等と称する店舗において、生食用かきを用いた料理を一般消費者に提供するに当たり、例えば、平成22年10月22日に新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んで配布したチラシにおいて、「無菌生かき乱れ喰い祭!!」、「マイクロバブルとオゾンによる殺菌システムで無菌化」等と記載していたが、実際には、同社は、細菌が全く存在しない生食用かきの仕入れ、又は細菌の無い状態にするための特別な加工を行っておらず、本件生かきを用いた料理は、細菌の全く無い状態では提供されていなかった。</p> 	第4条 第1項 第1号